

○医薬品の販売に伴う景品類の提供について

(昭和四三年三月一九日)

(薬発第一九三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記について別添写のとおり、左記関係団体に通知したので御了知のうえ、貴管下関係業者の指導方について何分の御配慮を煩わしたい。

(送付先)

- 1 日本製薬団体連合会会長
- 2 製薬企業協議会会長
- 3 日本医薬品卸業連合会会長
- 4 日本薬剤師会会長
- 5 全日本薬種商協会会長

別添写

医薬品の販売に伴う景品類の提供について

(昭和四三年三月一九日 薬発第一九二号)

(各関係団体あて厚生省薬務局長通知)

標記のことについては、昭和四〇年一月六日薬発第八三一号(医薬品の販売に伴う海外旅行招待等の自粛について)によつて通知したほか、その後においても、世間の誤解を生ずるような行為のないよう、たびたび御要望申し上げてきたところでありますが、業界の自粛の結果、最近ではかなり改善されている状況にあると思われまふ。

しかしながら、全般的にはとも角として、一部においては、その後もなお依然として過大な景品を提供したり、一定金額以上の購入を条件とする旅行招待を行なつたりする事例が見受けられ、このため、国会においても、薬価基準制度と関連してたびたび指摘を受け、問題となつてゐることは御承知のとおりであります。

医家向け医薬品について不当な景品類の提供が行なわれることは、それ自体販売姿勢として問題であることはもちろん、たとえどのような事情であるにせよ、薬価基準価格との関係が問題とされるのは当然であります。また、たとえ一部にせよ、このような事例が生ずることは、医家向け医薬品の価格全般に影響を及ぼすことともなるわけであります。

従来より、たびたび御要望申し上げているところでありますが、このような事情を十分御考慮のうえ、特に医療機関向けの医薬品の販売にあたつては、左記の事項を厳守するよう貴会会員に徹底するとともに、業界自身の自粛体制を早急に確立するよう重ねてお願い致します。

なお、医薬品製造業者がこれらの不当な行為をみずからの名義で行なわず、たとえば販売業者の名義を利用して行なうような事例も見受けられるようであります、このようなことも、実質的には前記と同様であることはもちろんであります。

記

- 1 海外旅行の招待等を行なわないことはもちろんのこと国内旅行の招待等についても極力これを自粛すること。  
特に一定金額以上の購入又は特定品目を組合せた購入(セット販売等)を条件とするような国内旅行の招待等は一切行なわないこと。
- 2 医療機関に対し、いわゆるリベートは一切行なわないこと。
- 3 医療機関に対し、過大な現品添付及び景品類等の提供は行なわないこととし、さらに、今後できるだけすみやかに、医療機関に対し、医薬品の販売に伴つて行なう現品添付及び景品類の提供を廃止すること。